

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	高校教育課	整理番号	2-2-2
処分の種類	学校施設の返還命令			
根拠法令条例等・条項	学校施設の確保に関する政令第4条			
処分の概要	学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対して、その学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	—			